

郷土史への扉



大隅国の建国については、先月号で述べましたが、今回は政治の中心的役割を果たした「国府」と「統治の構図」について紹介します。

一 律令国「大隅国」の姿

大隅国の建国とその範囲は、『続日本紀』の元明天皇・和銅六（七一三）年四月三日の記事に「日向国の肝坏・瞻嗽・大隅・始羅の四郡を割きて、始めて大隅国を置く」とあり、それまで日向国に属していた四つの郡で大隅国

が造られたことが分かります。その後、平安時代中期の承平五（九三五）年ごろに編さんされた『倭名類聚抄』（略して『倭名抄』）の中で、大隅国には八郡三十七郷があると書かれており、その郡名は、菱刈・桑原・瞻嗽・大隅・始羅・肝属・駱謨・熊毛となっています。大隅国が、時代とともに支配する範囲を広げていったことが分かります。

二 大隅国府の機構

では、大隅国の行政機構はどのような組織だったのでしょうか。大宝元（七〇一）年にわが国において初めて「大宝律令」が制定され、行政や罰則のしくみも整ってきました。地方の組織も国・郡・里（郷）に分けて、朝廷から派遣された国司が郡司

や里長を使い、中央の命令どおり国を治める、いわゆる中央集権国家が確立していききました。

この国の役所が置かれた地域を国府といい、役所を国衙といいます。大隅国府があつた場所については、国分府中説や隼人真孝説などがありますが、「大隅国府はどこか」については、次回お話しします。

三 大隅国統治の構図

大隅国は、国の大きさでは「*1中国」に位置し、官職では、長官・次官・

判官・主典の四等官（律令制で各官司の中核職員を4等級で構成したもの）がおかれ、その下には多くの下級官人が配置されていました。

また、国の下には郡があり、各郡の中心地には郡衙が置かれました。郡司は国司と同様に四等官で構成され（大領・少領・主政・主帳）、現地の地方豪族が任じられました。郡司の役割は、主に各地を回り、*2 租の徴用や人口調査などを行うことでした。官制の上での地位は低かったのですが、現実として地域の統治は、郡司（豪族）たちによる伝統的支配権の上に成り立っていました。

さらに、郡の下には、五十戸（郷戸）ごとに里（郷）が置かれ、その長として里長が置かれていました。

大隅国の建国は、奈良朝廷が律令制度の確立と支配力をより強めるため、官僚組織を地方の末端まで配備させました。この統治機構によって、人民一人一人を戸籍に登録させるなどして、律令体制の強化を図りました。

（文責 鈴）

おおすみのくに 「大隅国」建国と その構図

シリーズ大隅国を知る ②



建国時の大隅国の位置

*1 国力により諸国を四等級に分けたもの。大國・上國・中国・下國の順。

*2 律令制の税の一種。穀物などを納め、主に地方国家の財源となった。